**第16号様式**（第17条関係）

9.0センチメートル

|  |
| --- |
| 第　　　　　号写真貼り付け箇所身分証明書所属職名氏名年　　月　　日生上記の者は、宅地造成及び特定盛土等規制法第５条第１項の規定に基づく土地の立入り等、第６条第１項の規定に基づく障害物の伐除又は第24条第１項若しくは第43条第１項の規定に基づく立入検査をする職員であることを証明します。年　　月　　日発行高知県知事　　　　　　　　　　 |

備考　１　写真の大きさは、縦４センチメートル、横３センチメートルとする。

6.0センチメートル

２　この身分証明書を紛失し、又はこの身分証明書の記載事項に変更を生じたときは、直ちに所属長に報告しなければならない。

３　この身分証明書は、転任し、又は退職したときは、直ちに返納しなければならない。

（裏面）

|  |
| --- |
| 宅地造成及び特定盛土等規制法（抜粋）（基礎調査のための土地の立入り等）**第５条**　都道府県知事（指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長。第50条を除き、以下同じ。）は、基礎調査のために他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行う必要があるときは、その必要の限度において、他人の占有する土地に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。２～５　略　（基礎調査のための障害物の伐除及び土地の試掘等）**第６条**　前条第１項の規定により他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行う者は、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくは垣、柵その他の工作物（以下この条、次条第２項及び第58条第２号において「障害物」という。）を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれに伴う障害物の伐除（以下この条、次条第２項及び同号において「試掘等」という。）を行おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。この場合において、市町村長が許可を与えるときは障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事が許可を与えるときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。２・３　略（証明書等の携帯）**第７条**　第５条第１項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。２　前条第１項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行おうとする者は、その身分を示す証明書及び市町村長又は都道府県知事の許可証を携帯しなければならない。３　前２項に規定する証明書又は許可証は、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。（立入検査）**第24条**　都道府県知事は、第12条第１項、第16条第１項、第17条第１項若しくは第４項、第18条第１項、第20条第１項から第４項まで又は前条第１項若しくは第２項の規定による権限を行うために必要な限度において、その職員に、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている宅地造成等に関する工事の状況を検査させることができる。２　第７条第１項及び第３項の規定は、前項の場合について準用する。３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。　（立入検査）**第43条**　都道府県知事は、第27条第４項（第28条第３項において準用する場合を含む。）、第30条第１項、第35条第１項、第36条第１項若しくは第４項、第37条第１項、第39条第１項から第４項まで又は前条第１項若しくは第２項の規定による権限を行うために必要な限度において、その職員に、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の状況を検査させることができる。２　第７条第１項及び第３項の規定は、前項の場合について準用する。３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 |